

仕 様 書

1 業務内容

財務省共済組合大阪国税局支部組合員の福利厚生を目的とした食堂業務(以下「業務」という。)

2 履行場所

茨木税務署(大阪府茨木市上中条1丁目9番21号)の庁舎敷地のうち、財務省共済組合大阪国税局支部長(以下「当支部」という。)が指定する場所

3 業務委託の相手方

業務委託の相手方(以下「受託者」という。)は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる法令及び規則を遵守できる者であること。
- (2) 業務の一部又は全部を第三者に委託することなく遂行できること。

ただし、当支部があらかじめ受託者に対し書面により届出を行い、当支部及び受託者が協議の上当支部が承認した場合はこの限りではない。

4 業務仕様

(1) 営業日

営業日は、「行政機関の休日に関する法律」に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く毎日とし、年末年始及び夏季休業等については、当支部及び受託者が協議の上、決定する。

(2) 営業時間

営業時間は、11時30分から13時45分とする。

ただし、契約目的の範囲内であれば、受託者は当支部に対し営業時間の申出を行い、当支部が承認した場合には、変更することができる。

(3) 施設概要

使用許可面積は、115.11㎡とする。

また、食事スペースについては、営業時間のみを使用許可となるため、それ以外の時間帯の使用は原則禁止する。

なお、営業時間中に弁当等の持参者も利用するが、受託者は排除してはならない。

(4) 備品等

イ 食堂の施設内にある電気設備・給排水設備・ガス設備・排気設備・冷暖房設備・拡声設備・カウンター設備を使用した際に生じた補修、部品交換費用は当支部の負担とするが、受託者の責めに帰すべき事由により生じた補修、部品交換費用は受託者の負担とする。

ロ 食事の提供に必要な備品については、原則、受託者の責任において整備することとするが、無償貸与できる備品については、別紙「施設・物品等貸与目録」のとおりとする。

また、食事スペース内にあるテーブル・椅子については無償貸与とする。その他備品については、受託者の責任において整備すること。

なお、無償貸与する備品については、原則、故障及び老朽により使用不可能となった場合の修理又は新規整備を行わないので、提案した業務を行うために必要な備品については、受託者の責任において整備する。

(5) 経営内容

受託者の提案に基づき、当支部が決定する。

なお、受託者は、当支部が決定した営業条件について異議を申し立てることはできない。

(6) 販売方法等

セルフサービス方式により販売することとするが、契約目的の範囲内であれば、受託者は当支部に対し申出を行い、当支部が承諾した場合には、変更することができる。

(7) 販売価格

提供する食事等の料金は、受託者が公募時に提出した企画提案書を基にして消費税及び地方消費税込みの価格とする。

ただし、季節特別メニューやイベントメニューについては、受託者は当支部に対し申出を行い、当支部が承諾した場合には、上記金額以外の金額で提供することができる。

なお、受託者はあらかじめ提供する商品とその販売価格の一覧を当支部に提出し、当支部の許可なく販売価格を改定してはならない。

また、消費税率の改正が行われた場合において、改正後税率相当額を販売価格に転嫁させる場合は、当支部へ連絡すること。

(8) 販売価格の変更等

イ 料金及び品目等について変更を希望する場合には、別に定める様式により、当支部へ届出書を提出するものとする。

ロ 届出書提出前に当支部にその旨連絡し、指示を受けるものとする。

ハ 上記により、適正に提出された届出書について、当支部が受領日の翌日から起算して1か月以内に異議を唱えない場合には、届出書記載のとおりに変更は承認されたものとする。

ニ 当支部が承認しない場合には、当支部は異議を申し立てるものとし、この場合、当支部受託者間で別途協議するものとする。

なお、一時的な料金値引きについては、受託者の判断で引き下げ可能とする。

(9) 商品構成等

イ 原則として、和食中心のメニューを提供することとするが、詳細は別途協議を行う。

ロ 受託者は利用者の需要が高い商品を提供するよう心掛けるとともに品切れ等がないよう留意する。

ハ 受託者は利用者に対し、料金、カロリー及び塩分を明示する。

ニ 受託者は当支部に対し、提供する食堂メニュー表について事前に提出する。なお、作成する食堂メニュー表の作成期間（1か月分又は1週間分等）や提出期限については、当支部と協議の上決定するものとする。

(10) 食品衛生管理

受託者は常に食品衛生に注意するとともに、食中毒等の事故がないよう努める。

(11) 商品仕入等

商品仕入その他業務に係る商品取引は、一切受託者の責任において行う。

(12) 施設の管理

イ 施設については、日常及び定期清掃並びに消毒等を計画的に実施するとともに、常に清潔に保つこととし、それらに要する費用は受託者の負担とする。

ロ 受託者は、火元責任者を定め、当支部に届け出なければならない。

ハ 火元責任者は、業務終了後、施設内の点検を行い、火気その他の異常の無いことを確認し施設退出しなければならない。

ニ 受託者は、食堂業務履行場所に係る防災訓練に参加しなければならない。

(13) 諸経費負担

業務運営に係る諸経費負担区分については、次のとおりとする。

| 項番 | 項 目 | 受託者負担 | 当支部負担 |
|----|----------------------------------|-------|-------|
| 1 | 消耗品費（厨房消耗品及びホール消耗品） | ○ | |
| 2 | 洗剤費用（食器洗い洗剤、消毒液等） | ○ | |
| 3 | 制服及び洗濯費用（制服、エプロン、靴等） | ○ | |
| 4 | 事務用品費（筆記具、ノート等） | ○ | |
| 5 | 旅費、交通費（会議・研修等出席旅費） | ○ | |
| 6 | 社員募集費 | ○ | |
| 7 | 郵便費用 | ○ | |
| 8 | 保険費用 | ○ | |
| 9 | 許認可手続等諸費用 | ○ | |
| 10 | 業務用電話設置費用 | ○ | |
| 11 | 食堂内のガス、水道、電気料金（電灯及び個別冷暖房空調費を含む。） | ○ | |
| 12 | 食堂調理器具の購入及び補充、修繕費 | ○ | |
| 13 | 衛生費（衛生検査、健康診断費等） | ○ | |
| 14 | 害虫駆除費用 | ○ | |
| 15 | 塵芥処理費用（残飯、生ごみ、不燃物処理、廃油処理等） | ○ | |
| 16 | 清掃費用（日常） | ○ | |
| 17 | 厨房・食堂内の各設備の補修（受託者の責に帰すべき場合を除く。） | | ○ |
| 18 | その他、当支部が負担すると認めた費用 | | ○ |
| 19 | 上記以外の費用 | ○ | |

※ 光熱水料の精算方法については、別途指示することとする。

なお、受託者の責により光熱水料の支払期限を超え遅延利息等の損害を与えた場合は、受託者の全額負担とする。

(14) 広告宣伝等の制限

イ 受託者は、店外で広告物の配布等一切の広告宣伝活動を行ってはならない。

ロ 受託者は、店外に看板等を設置してはならない。

ハ 当支部は、店内の看板及び装飾について制限することができる。

(15) 従業員等の管理

イ 受託者は、業務を行う従業員名簿を事前に当支部に提出することとし、従業員名簿に記載のない者を従事させてはならない。

また、従業員に変更がある場合は、速やかに当支部に連絡することとする。

ロ 受託者は、業務責任者を定め当支部に届け出ることとする。

ハ 受託者の従業員は、庁舎内においてIDカードを常時着用するとともに、その管理には万全を期することとする。

(16) 廃棄物の処理

廃棄物は、当支部が指定する場所に搬出するとともに遅滞なく廃棄することとする。

(17) 報告義務

受託者は以下の項目について、当支部に対しそれぞれの期限までに報告する。

イ 収支計算書（契約書別紙様式第2号）の提出期限は、翌月10日とする。

ロ 販売食数を含む売上月計表（契約書別紙様式第3号）の提出期限は、翌月10日とする。

ハ 決算報告書の提出期限は、事業年度（年分）終了の日の翌日から、2か月以内とする。

(1) 法人事業者

貸借対照表、損益計算書

(2) 個人事業者

青色決算書又は収支内訳書（貸借対照表を添付する。）

ニ 設置施設において異常事態及び衛生上の問題が発生した時は即時とする。

ホ 食堂業務に従事する従業員名簿は、契約締結日までとする（契約期間内において変更する場合は、その都度とする。）。

5 当支部と受託者の協議

本仕様書に記載していない事項が生じた場合には、当支部と受託者は協議を行うこととする。

施設・物品等貸与目録

| 施設・物品名 | 規 格 | 数 量 | 備 考 |
|---------|-----|---------------------|-----|
| ちゅう房 | | 37.91m ² | |
| 電気設備 | | 一式 | |
| 給排水設備 | | 一式 | |
| ガス設備 | | 一式 | |
| 排気設備 | | 一式 | |
| 冷暖房設備 | | 一式 | |
| カウンター設備 | | 一式 | |
| 調理台 | | 1台 | |
| 三槽シンク | | 1台 | |
| 食器棚 | | 1台 | |
| ガステーブル | | 1台 | |
| ガスコンロ | | 2台 | |
| ガス炊飯器 | | 1台 | |
| 炊飯ジャー | | 1台 | |
| 赤外線グリラー | | 1台 | |